

◎日本銀行法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、雇用及び名目経済成長率に配慮しつつ物価の安定を図るため通貨及び金融の調節を行い、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第二条 削除</p> <p>（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）</p> <p>第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節（次条第二項の物価変動目標の設定を除く。）における自主性は、尊重されなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（政府との関係等）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（通貨及び金融の調節の理念）</p> <p>第二条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。</p> <p>（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）</p> <p>第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（政府との関係）</p>

第四条 〔略〕

2 日本銀行は、物価の変動に係る目標及びその達成の時期（以下「物価変動目標」という。）並びに当該物価変動目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等を定める協定（以下単に「協定」という。）を政府との間で締結するものとする。

3 協定には、日本銀行が行う通貨及び金融の調節に関し、雇用に関する事項及び名目経済成長率に関する事項を併せて定めることができる。

4 日本銀行は、協定で定めるところにより、物価変動目標の達成状況その他の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならない。

（権限）

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 協定において定める事項

二 〇七 〔略〕

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 〇十二 〔略〕

十三 第五十四条第二項の規定による報告の内容の決定、同条第三項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成

第四条 〔略〕

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 〇六 〔略〕

2 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 〇十二 〔略〕

十三 第五十四条第一項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成

十四〇十六 〔略〕

3 〔略〕

(役員^一の解任)

第二十五条 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。

- 一・二 〔略〕
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 〔略〕

2 前項の規定によるほか、内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該役員を解任することができる。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員を解任しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、両議院の同意を得なければならない。

3 物価変動目標を達成することができなかった場合でも、日本銀行からその合理的な理由について説明があつたときは、前項の規定の適用はないものとする。

(外国為替の売買)

第四十条 日本銀行は、通貨及び金融の調節のためその他必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする

十四〇十六 〔略〕

3 〔略〕

(役員^一の身分保障)

第二十五条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第二十三条第六項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

- 一・二 〔略〕
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 〔略〕

2 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。

3 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会からその解任の求めがあつたときは、当該求めがあつた理事を解任することができる。

(外国為替の売買)

第四十条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行う

者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うことができる。

2・3 「略」

（国会への報告及び出席）

第五十四条 日本銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その内容を財務大臣を経由して国会に報告しなければならない。

2| 日本銀行は、物価変動目標の達成状況その他の協定の実施状況について、国会に対し、財務大臣を経由して報告するとともに、説明をしなければならない。

3| 日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第十五条第一項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。

4| 5| 「略」

ほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うことができる。

2・3 「略」

（国会への報告及び出席）

第五十四条

日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第十五条第一項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。

2| 3| 「略」

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条 第八十一条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条 第八十一条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十条 第三百三十三条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十条 第三百三十三条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五の二、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第二項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第九十条第二項、第九十一条第一項、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第二項、第九十四条の四十六第一項、第九十五条第一項及び第二項、第九十六条第一項、第九十七条第七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項（第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第四百八十一</p>	<p>附則</p> <p>（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）</p> <p>第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五の二、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第九十条第二項、第九十一条第一項、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第二項、第九十四条の四十六第一項、第九十五条第一項及び第二項、第九十六条第一項、第九十七条第七条第二項、第九十八条第一項、第九十九条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項（第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第四百八十一</p>

条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八条第一項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三条の十七第二項並びに第七百三十三条の二十第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 4 [略]

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十五条、第七十二条の四五の二及び第三百二

条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第六百七条第二項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八条第一項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三条の十七第二項並びに第七百三十三条の二十第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 4 [略]

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十五条、第七十二条の四五の二及び第三百二

十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第一項の規定にかかわらず、日本銀行法第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第一項の規定にかかわらず、日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

○地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）（抄）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第三条の二第一項中「第六十五条」、「第七十二条の四十五の二」及び「第三百二十七条」を削り、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項まで」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条」に、「次項」を「以下この条」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割</p>	<p>（地方税法の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>附則第三条の二第一項中「第六十五条」、「第七十二条の四十五の二」及び「第三百二十七条」を削り、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項まで」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条」に、「次項」を「以下この条」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割</p>

合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 当分の間、第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

〔略〕

合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 当分の間、第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

〔略〕

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>35 第三十条第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>35 第三十条第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 第十二条第一項（延滞税）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、同項（とん税法第十条第一項（関税法等の準用）（特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用）において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十條（関税法の準用）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号（権限）の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>3 第十二条第一項（延滞税）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合は、同項（とん税法第十条第一項（関税法等の準用）（特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用）において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十條（関税法の準用）において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号（権限）の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十七条の十四 第八十七条第一項（第四百四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第八十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）<u>第十</u>五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十七条の十四 第八十七条第一項（第四百四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第八十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）<u>第十</u>五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（利子税の割合の特例）</p> <p>第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）<u>第十五条第一項第二号</u>の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>一〽三 〔略〕</p> <p>2 〽5 〔略〕</p>	<p>（利子税の割合の特例）</p> <p>第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）<u>第十五条第一項第一号</u>の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>一〽三 〔略〕</p> <p>2 〽5 〔略〕</p>

○所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）（抄）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（租税特別措置法の一部改正）</p> <p>第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第九十三条第一項中「（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）」及び「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項に次の一号を加える。</p> <p>四 第七十条の七の二第十四項第十号ロ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）</p> <p>〔略〕</p>	<p>（租税特別措置法の一部改正）</p> <p>第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第九十三条第一項中「（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）」及び「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項に次の一号を加える。</p> <p>四 第七十条の七の二第十四項第十号ロ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）</p> <p>〔略〕</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（組合員等に対する督促及び延滞金の徴収） 第二十条の九 〔略〕 254 〔略〕 5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>659 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（組合員等に対する督促及び延滞金の徴収） 第二十条の九 〔略〕 254 〔略〕 5 前項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>659 〔略〕</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条の二の五 第九十七条第一項（第三百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第九条の二の五 第九十七条第一項（第三百三十四条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、第九十七条第一項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十四条の二 第四百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三十四条の二 第四百四十四条の十三第三項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十二条 第二十八条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第十二条 第二十八条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第二号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（延滞金の割合の特例）</p> <p>第三条の二 第五十六条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>